

具体的かつ詳細な随意契約理由について(業務委託)

様式13

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和6年度文書管理システム運用保守業務委託	01 情報処理	日本電気株式会社 関西支社	93,302,000	令和6年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項2号	W2	適用
2	大阪市例規第211～215号作製業務及び例規執務サポートシステムデータ作成・更新業務(インターネット版を含む)並びに大阪市例規第210～214号加除業務委託	01 情報処理	株式会社ぎょうせい	7,067,500	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	-
3	令和6年度庁内情報利用端末及び仮想デスクトップ環境におけるOS定期更新等に伴う文書管理システム動作検証業務委託	01 情報処理	日本電気株式会社 関西支社	6,894,800	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3、G4	-
4	令和6年度文書管理システム業務用端末等のOSアップグレード業務委託	01 情報処理	NECフィールディング株式会社	1,320,000	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3、G4	-
5	令和6年度オンラインタイムレコーダ取付等業務委託(概算契約)	01 情報処理	アマノ株式会社 大阪支店	1,958,000	令和6年4月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
6	令和6年度 大阪市役所本庁舎昇降機設備保守点検業務委託	02 機械設備等 保守点検	日本オーチス・エレベータ株式会社	17,701,200	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
7	阿倍野防災拠点(あべのフォルサ)昇降機設備保守点検業務	02 機械設備等 保守点検	株式会社日立ビルシステム関西支社	4,630,560	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
8	令和6年度 大阪市役所本庁舎通信設備保守点検業務委託	03 通信設備 保守点検	協和テクノロジズ株式会社	8,721,680	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-

9	指導管理者向け研修及び特別研修(概算契約)	09 研修	ビジョンシーク株式会社	2,171,186	令和6年4月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
10	管理職育成アセスメント研修	09 研修	株式会社マネジメントサービスセンター	15,381,300	令和6年4月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
11	キャリア研修	09 研修	株式会社ネットラーニング	3,917,980	令和6年4月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
12	新採用者研修	09 研修	株式会社パトス	2,713,312	令和6年4月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
13	グローアップ研修(採用3年目)	09 研修	株式会社ビーコンラーニングサービス	2,371,600	令和6年4月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
14	管理職層研修	09 研修	ビジョンシーク株式会社	1,621,400	令和6年4月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
15	令和6年度公益通報に係る外部通報窓口設置運営業務委託	26 その他	弁護士 金井 美智子	1,078,000	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G2	-
16	総務事務システム機種更新業務委託	01 情報処理	株式会社日立製作所 関西支店	1,245,200,000	令和6年5月8日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項2号	W2	適用
17	打刻収集システム機種更新業務委託	01 情報処理	NECフィールディング株式会社	7,345,800	令和6年6月18日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度文書管理システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

日本電気株式会社

3 随意契約理由

日本電気株式会社は、文書管理システムの構築業者であることから、本システムの内容、使用機器構成、処理方法などについて熟知しており、障害発生時には迅速かつ的確に対応できる唯一の業者である。

本システムの安定的かつ円滑な運用を図る観点から、日本電気株式会社に業務を委託するものである。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部行政課（電話番号 06 - 6208 - 7433）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市例規第 211～215 号作製業務及び例規執務サポートシステムデータ作成・更新業務（インターネット版を含む）並びに大阪市例規第 210～214 号加除業務委託

2 契約の相手方

株式会社ぎょうせい

3 随意契約理由

行政課においては、例規執務サポートシステム（以下「本件システム」という。）を利用して、本市の条例、規則等を検索することにより、リスク審査事務、訴訟事務、例規審査事務、行政不服審査事務等の法務事務に活用しており、事務の効率化を図っている。また、本件システムを簡略化したインターネット版を本市ホームページに掲載することにより、市民の閲覧に供するとともに、職員が事務の参考にできるようにしている。

本件システムを上記審査業務等に活用するためには、その前提として、一字一句まで正確な規程で構成されたデータベースでなければならぬため、本業務の契約相手方は、過去から蓄積してきた本市の規程の台本やデータを保有していること及び法令集の編集について高度の実績を有することが必須条件となる。

その点で株式会社ぎょうせいは、法令集の編集について高度の実績を有するとともに、昭和 24 年 9 月（昭和 36 年 4 月改版）台本作成以来、本市例規集の追録発行・加除業務を行っており、本市の規程の台本やデータを保有している唯一の業者であるため、本業務について特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

総務局行政部行政課法務グループ（電話番号 06-6208-7442）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度庁内情報利用端末及び仮想デスクトップ環境における OS 定期更新等に伴う文書管理システム動作検証業務委託

2 契約の相手方

日本電気株式会社

3 随意契約理由

庁内情報利用端末及び仮想デスクトップ環境における OS の定期更新等に伴う文書管理システム動作検証を行うに当たっては、本システムの内容、使用機器構成、処理方法などについて十分に理解し、障害発生時には迅速かつ的確に対応できることが不可欠である。本システムは、日本電気株式会社が構築業者であり、システムの改修作業を正確かつ的確に対応できる能力を有する唯一の業者である。

また、同社とは本業務の実施と密接不可分な関係にある文書管理システム運用保守業務を締結しており、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。よって、同社に本件動作検証業務を委託するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

総務局行政部行政課（電話番号 06 - 6208 - 7433）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度文書管理システム業務用端末等のOSアップグレード業務委託

2 契約の相手方

NEC フィールディング株式会社

3 随意契約理由

文書管理システム業務用端末等のOSアップグレード業務を行うに当たっては、本システムの内容、使用機器構成、処理方法などについて十分に理解し、障害発生時には迅速かつ的確に対応できることが不可欠である。文書管理システム機器等は、NEC フィールディング株式会社が機器の据付、接続、調整及び導入後のアフターサービスを行うこととなっており、OSアップグレード業務を正確かつ的確に対応できる能力を有する唯一の業者である。

また、現行保守事業者以外にOSアップグレード業務を行わせた場合、OSアップグレード後の端末障害等トラブル発生時の原因・責任の切り分けが不可能となり迅速な障害復旧が行えず業務遂行に著しく支障を来す可能性があるため、現行の機器保守事業者であるNEC フィールディング株式会社が行う必要がある。

よって、同社に本件業務を委託するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部行政課（電話番号 06 - 6208 - 7433）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度オンラインタイムレコーダ取付等業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

アマノ株式会社 大阪支店

3 随意契約理由

オンラインタイムレコーダ及びその打刻情報を収集するシステムの総合通信ソフトウェアを開発した事業者は、アマノ株式会社である。オンラインタイムレコーダに関する移設等の施工については、本市の独自仕様に合わせた機器設定が必要であり、同製品の内部構造に精通し、総合通信ソフトウェアの設定内容の把握が必須であるため、本業務を履行できる唯一の事業者である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局人事部管理課（電話番号 06-6105-2059）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 大阪市役所本庁舎昇降機設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ株式会社

3 随意契約理由

本業務委託は、本庁舎に設置された昇降機設備を保守点検するものであり、常時高い頻度で稼働する昇降機設備を安全に保ち、かつ故障あるいは災害時には迅速に修理及び復旧することが要求される。

日本オーチス・エレベータ株式会社は、本庁舎昇降機等設備の施工業者であることから、当該設備の電子化された制御系システム及び高い安全性を確保するための調整方法等の同社しか知りえない保守管理における優れたノウハウを有しており、本業務を実施することができる唯一の業者である。

以上の理由から、本業務について日本オーチス・エレベータ株式会社を特名とし、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ（電話番号 06 - 6208 - 8197）

随意契約理由書

1 案件名称

阿倍野防災拠点（あべのフォルサ）昇降機設備保守点検業務

2 契約の相手方

株式会社日立ビルシステム関西支社

3 随意契約理由

本件昇降機設備は、株式会社日立製作所が製造したものであり、その保守部門である株式会社日立ビルシステムは、保守点検において同昇降機設備専用のシステムを保持し、製造業者でなければ知り得ない技術に精通しており、当該会社以外では技術面の対応が不可能であることから同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

総務局職員人材開発センター担当（電話番号06-6636-2490）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 大阪市役所本庁舎通信設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

協和テクノロジーズ株式会社

3 随意契約理由

本業務は、本庁舎の通信設備保守点検業務を行うものであるが、業務を行うに当たっては、本設備の機器構成や本設備上で稼働している課金処理システムの仕組みなどについて十分に理解し、障害発生時には本庁舎における各種業務に支障を来さないよう迅速かつ的確に対応できることが必要不可欠である。また、本設備の性能保証及び施工責任の所在を明確にする観点から、設備管理及び保守点検業務は一貫して行う必要がある。

協和テクノロジーズ株式会社は、本設備の機器構成及び設置施工を行っていることから、機器構成、性能、課金処理システムの仕組みなどを熟知しており、本業務を実施できる唯一の業者である。

したがって、本業務について協和テクノロジーズ株式会社を特名とし随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ（電話番号 06-6208-8197）

随意契約理由書

1 案件名称

指導管理者向け研修及び特別研修（概算契約）

2 契約の相手方

ビジョンシーク株式会社

3 随意契約理由

本市職員研修について、大阪市人材育成基本方針に基づいた研修を実施するにあたって、専門的知識や他都市等における豊富な実践、経験を備えた外部講師を活用した研修業務の実施に向けて、公募型プロポーザル方式により、請負事業者の選定を行った。

上記事業者は、上記案件において総合的に優れた提案を行ったため、同事業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局人事部人事課人事グループ（電話番号 06-6208-7511）

随意契約理由書

1 案件名称

管理職育成アセスメント研修

2 契約の相手方

株式会社マネジメントサービスセンター

3 随意契約理由

階層別研修については、組織を取り巻く環境の変化に対応しながら、本市が掲げる各階層に求められる役割（能力）を職員が理解し、それを職場で実践できるように役割認識・行動実践に結びつける研修を実施することが重要である。

予算の範囲内で研修目的にかかる最大の効果を得るためには、事業者からの実践的な提案や研修手法の創意工夫等が不可欠であるとともに、本業務に関して得られる効果は、提案内容に応じて相当程度の差異が生じると考えられる。

よって、公募型プロポーザル方式を導入することで、多様で高度な専門知識などを生かしたより実践的な成果を得ることができると考えられる。

上記の理由から、本業務の業務委託に際して公募型プロポーザル方式を導入するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局職員人材開発センター担当（電話番号06-6636-2490）

随意契約理由書

1 案件名称

キャリア研修

2 契約の相手方

株式会社ネットラーニング

3 随意契約理由

各キャリアデザイン研修、キャリア相談制度については、組織を取り巻く環境の変化に対応しながら、組織から求められる役割を理解し、自己のキャリア形成と組織からの期待を結びつけ、組織貢献することの重要性を理解できるよう実施することが重要である。

予算の範囲内で研修目的にかかる最大の効果を得るためには、事業者からの実践的な提案や研修手法の創意工夫等が不可欠であるとともに、本業務に関して得られる効果は、提案内容に応じて相当程度の差異が生じると考えられる。

自己のキャリア形成を促す研修手法は様々であり、公募型プロポーザル方式を導入することで、多様で高度な専門知識などを生かしたより実践的な成果を得ることができると考えられる。

上記の理由から、本業務の業務委託に際して公募型プロポーザル方式を導入するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局職員人材開発センター担当（電話番号06-6636-2490）

随意契約理由書

1 案件名称

新採用者研修

2 契約の相手方

株式会社パトス

3 随意契約理由

階層別研修については、組織を取り巻く環境の変化に対応しながら、本市が掲げる各階層に求められる役割（能力）を職員が理解し、それを職場で実践できるように役割認識・行動実践に結びつける研修を実施することが重要である。

予算の範囲内で研修目的にかかる最大の効果を得るためには、事業者からの実践的な提案や研修手法の創意工夫等が不可欠であるとともに、本業務に関して得られる効果は、提案内容に応じて相当程度の差異が生じると考えられる。

よって、公募型プロポーザル方式を導入することで、多様で高度な専門知識などを生かしたより実践的な成果を得ることができると考えられる。

上記の理由から、本業務の業務委託に際して公募型プロポーザル方式を導入するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局職員人材開発センター担当（電話番号06-6636-2490）

随意契約理由書

1 案件名称

グローアップ研修（採用3年目）

2 契約の相手方

株式会社ビーコンラーニングサービス

3 随意契約理由

階層別研修については、組織を取り巻く環境の変化に対応しながら、本市が掲げる各階層に求められる役割（能力）を職員が理解し、それを職場で実践できるように役割認識・行動実践に結びつける研修を実施することが重要である。

予算の範囲内で研修目的にかかる最大の効果を得るためには、事業者からの実践的な提案や研修手法の創意工夫等が不可欠であるとともに、本業務に関して得られる効果は、提案内容に応じて相当程度の差異が生じると考えられる。

よって、公募型プロポーザル方式を導入することで、多様で高度な専門知識などを生かしたより実践的な成果を得ることができると考えられる。

上記の理由から、本業務の業務委託に際して公募型プロポーザル方式を導入するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局職員人材開発センター担当（電話番号06-6636-2490）

随意契約理由書

1 案件名称

管理職層研修

2 契約の相手方

ビジョンシーク株式会社

3 随意契約理由

階層別研修については、組織を取り巻く環境の変化に対応しながら、本市が掲げる各階層に求められる役割（能力）を職員が理解し、それを職場で実践できるように役割認識・行動実践に結びつける研修を実施することが重要である。

予算の範囲内で研修目的にかかる最大の効果を得るためには、事業者からの実践的な提案や研修手法の創意工夫等が不可欠であるとともに、本業務に関して得られる効果は、提案内容に応じて相当程度の差異が生じると考えられる。

よって、公募型プロポーザル方式を導入することで、多様で高度な専門知識などを生かしたより実践的な成果を得ることができると考えられる。

上記の理由から、本業務の業務委託に際して公募型プロポーザル方式を導入するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

総務局職員人材開発センター担当（電話番号 06-6636-2490）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度公益通報に係る外部通報窓口設置運營業務委託

2 契約の相手方

弁護士 金井 美智子

3 随意契約理由

大阪市公正職務審査委員会（以下「委員会」という。）は、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（以下「条例」という。）第27条第2項の規定に基づき、その指名した委員に、委員会の権限に属する事務の一部である「条例第2条第1項に規定する公益通報の受付（ただし、郵便及び電子メールによる方法に限る。）」業務を行わせることができることとなっている。このことから、本業務は、委員会で指名された委員（委員全員の一致が必要）以外の者に行わせることができない。

令和6年4月1日、大阪市公正職務審査委員会委員に金井美智子氏が就任した上で、同日の委員会にて金井氏が指名され、上記業務を行わせる決定がなされたため、当該委員と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局監察部監察課（電話番号 06-6208-7448）

随意契約理由書

1 案件名称

総務事務システム機種更新業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立製作所 関西支社

3 随意契約理由

株式会社日立製作所関西支社は、総務事務システム（サーバ機器含む）の開発・運用保守事業者であることからソフト・ハード全般のシステム内容に精通しているとともに、業務処理手法についても熟知している。本委託業務は現在のサーバ機器の運用保守と密接不可分な関係にあり、サーバ構築やデータ移行等の作業において技術的な問題でトラブルが発生した際の原因究明や復旧などの際に、障害発生時の責任の所在が不明確とならないよう、同社を選定するものである。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項
2 号

5 担当部署

総務局人事部管理課（電話番号 06-6105-2054）

随意契約理由書

1 案件名称

打刻収集システム機種更新業務委託

2 契約の相手方

NECフィールディング株式会社

3 随意契約理由

NECフィールディング株式会社は、現行打刻収集サーバの構築を行った保守事業者であり、ソフト・ハード全般のシステム内容に精通しているとともに、業務処理手法についても熟知している。本委託業務は現在のサーバ・カードリーダー等の借入契約と密接不可分な関係にあり、サーバ構築やデータ移行等の作業において技術的な問題でトラブルが発生した際の原因究明や復旧などの際に、障害発生時の責任の所在が不明確とならないよう、同社を選定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局人事部管理課（電話番号 06-6105-2058）